

研修講師の選定に関する件

<p>通報内容</p>	<p>学校用務員研修講師について</p> <p>私は、学校用務員をしている。用務員職場は、専門的な知識や工具を使用して作業している。そのため、学校用務員に採用されたら初任者研修を行い、必要な知識を習得する。そのほかにも、専門的な知識(グラインダー・高所作業フルハーネス・チェーンソー・刈払機・丸ノコなど)の研修も行っている。</p> <p>これらの研修は、X課が、学校用務員として働いている職員に講師を依頼して行っているが、講師の選出方法に問題を感じている。</p> <p>X課は、形式的に「学校用務員講師養成研修」の募集を行っているが、この募集にY団体への加入者以外が申し込んでも、募集人数に限りがあるので、Y団体が推薦した職員が優先され、Y団体に加入していない職員が参加することはほとんどない。当然、研修講師もY団体加入者しかできないことになる。(ごくまれに加入者以外の人が出たが、最近ではない。)</p> <p>また、各研修には、「研修委員」が10名程度いて、この「研修委員」はすべてY団体役員かそれに近い職員で構成されている。「研修委員」は研修講師候補の職員を団体加入者から選出し、X課に推薦している。X課も「研修委員」から推薦された職員に講師を依頼するだけで、被推薦者の経歴を調べたりはしていない。</p> <p>自分も、研修講師として参加していたので、内部の事情はある程度把握しているが、「研修委員」がY団体加入者を選んでいるので、経験年数の少ない職員、まったく技術や知識のない職員が、「講師養成研修」に参加しただけで講師として研修を行っているのが現状である。</p> <p>また、研修講師をやることにより人事考課制度でも評価が加点される場合もあり、不公平が生じY団体未加入職員のモチベーションも上がらず、「Y団体が仕切っている研修だから」「研修に行くと団体加入をしつこく誘われる」など、任意の研修のため参加しない職員もいる。</p> <p>長年にわたり、Y団体が介入しすぎた研修と感じている。X課はY団体を頼って研修を行うのではなく、公平・公正に各学校職場で研修講師にふさわしい職員に講師を依頼すべきだと思う。</p> <p>直接的に市民に関わることではないが、教職員や児童に関わることもあると考えるので、適切に研修委員や研修講師が選出される制度となるよう希望する。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>本件は、学校用務員研修の講師選定や受講者決定等において、Y団体に所属している職員が優先されるなど、当該研修が長年不適切に運営されていることを指摘する趣旨の通報である。</p> <p>講師の選定方法や研修受講状況が学校職場における安全確保にも影響を及ぼすことを想定し、調査を実施した。</p> <p>なお、以下において、「法」とは労働安全衛生法を、「規則」とは労働安全衛生規則を指すこととする。</p> <p>1 前提事実</p> <p>所属から提出された調査報告書によると以下の事実が認められる。</p> <p>(1) 学校用務員研修の種別</p> <p>ア 各用務員が職務を遂行するために必要な用具の使用方法や技術等を学ぶ研修</p>

- (ア) 基本的な用具や技術等を学ぶ、未経験職員等の初任者を対象とした必修研修
- (イ) 受講者のみ使用できる用具等(※1、2)の使用方法、知識・技術や関係法令等を学ぶ任意受講の「専門研修」

※1 グラインダ、チェーンソー、フルハーネス

事業者は、労働者にこれらを使用する業務（危険有害業務）につかせるときは、法59条3項及び規則36条により「特別教育」を行わなければならないこととされている。

※2 丸のこ・刈払機

事業者は、労働者にこれらを使用する業務につかせるときは、厚生労働省の通達等により、「特別教育に準じた安全衛生教育」を行うこととされている。

イ 「特別教育」及び「特別教育に準じた安全衛生教育」の研修講師として必要な知識・技術を学ぶ「講師養成研修」

(2) 「専門研修」及び「講師養成研修」について

ア 専門研修

(ア) 実績（令和元～5年度）

- ・全34回実施、総定員数のべ1,156名、総受講人数のべ1,431名
 - ・受講人数が定員数を上回っていた（当初予定数を超過して受講決定している）
- 研修は計24回

(イ) 受講人数等の考え方と申込人数が定員を上回った場合の受講者選定の考え方

・専門研修の種別の内、「特別教育」（グラインダ、チェーンソー、フルハーネス）については、法令等上、原則未受講者は該当用具を使用した業務を行うことはできないが、必ずしも当該用具を使用せずとも、別の用具の使用や、受講済みである同僚職員との連携等により業務遂行が可能であるため、あくまで受講は希望制として、全職員必修の研修とはしていない。

・また「特別教育に準じた安全衛生教育」（丸のこ、刈払機）については、法令等上、用具の使用にあたって、当該教育の受講が必須とまでは言えないため、使用する場合は「受講推奨」としているものである。

・受講人数は、実技を中心とした研修内容が、時間内に対応可能かつ安全に実施できる人数として決定している。

・申込人数が定員を上回った場合は、同一校から複数名申込みしていないか、申込の動機（業務上の必要性の度合）等を総合的に判断して決定している。

(ウ) 受講推奨

「特別教育」の受講を必要とする業務及び「特別教育に準じた安全衛生教育」の受講を推奨する業務（グラインダ等の計5用具を使用する業務）については、X課から、使用にあたっての受講の必要性又は受講推奨を全校に対して周知しているが、実際の業務上での必需性は各校によるため、個別校、個別職員への推奨等は行っていない。

イ 講師養成研修

(ア) 実績（令和元～5年度）

- ・全24回実施、総申込人数のべ87名、総決定人数のべ81名
 - ・申込人数が決定人数を上回っていた（申し込んだが受講できなかった職員が出た）
- 研修は計5回
- ・決定者の内、Y団体への加入者数 計のべ64名（加入率 約79%）

（【参考】学校用務員全体のY団体の加入率39.6%（正規職員のみ45.7%））

(イ) 申込要件及び申込人数が定員を上回った場合の受講者選定方法

- ・申込には、学校用務員の実務経験が3年以上ある、校長推薦があること等の要件具備が求められる。

・申込人数が定員を上回った場合は、申込の動機および上長の推薦理由等から講師養成者としての意欲および経験を複合的に判断して決定している。

(ウ) 受講勸奨

X課から「研修委員」に対して、適格と思われる職員への受講勸奨を依頼し、実施している。

なお、受講勸奨した職員の情報、申込者数が定員を超えることが多くあるような場合に、選定の一要素とすることを視野に「研修委員」からX課へ共有を行ってもらっているとのことであるが、一方現状では、申込者が定員を上回ることが少ないこともあり、選定の要素とはしていないとのことである。

(3) 学校用務員研修の講師及び研修委員について

ア 講師

・各技能に熟達しているとして「研修委員」から推薦があった学校用務員に対して、X課が研修講師を依頼（学校長に派遣依頼）している。

・各種研修の内、「特別教育」及び「特別教育に準じた安全衛生教育」（グラインダ等の計5用具）については、講師養成研修等の受講経験者を対象としている。

・新任講師は、当該研修の講師経験者とペアで研修を実施するよう配慮されている。

イ 研修委員

(ア) 設置の趣旨・求められる役割

用務員の業務や必要な技能は幅広く専門性が高いことから、業務知識・経験が豊富な用務員（研修委員）に、年間を通じて研修の企画運営や講師の補佐、適格と思われる職員への「講師養成研修」の受講勸奨や、各種用務員研修の講師推薦等に携わってもらうことで、用務員研修の実効性や円滑な実施、長期的な安定した体制づくりなどを担保することを目的に設置している。

ただし、設置や委員選定の根拠となる要綱等は作成されていない。

(イ) 任期・選定方法

・任期：1年

・新しい委員は現委員からの推薦によって選出され、X課が当該職員の所属を通じて就任を依頼している。

・令和5年度の研修委員9名中、Y団体への加入率は100%

(4) 公務災害・労働災害について

ア 発生状況（令和元～5年度）

・計24件（1年度あたり平均4.8件）発生

・職員が法令等上、原則特別教育を受講しなければ使用できない用具（グラインダ、チェーンソー）の取扱いにより発生した事案は、内2件（約8.3%）

・上記2件を含む、安全基準等を遵守せず発生した事案は、内13件（約54.2%）

イ 所属が災害の未然防止のため行っている取組

・学校用務員安全衛生委員会による事案の調査・審議、職場巡視

・事案、時期に応じた発生及び再発防止通知の発出による注意喚起

・災害リスクの高い作業について、作業開始前に作業員全員で、作業内容や環境等を確認し、その内容を学校管理職にも共有し、組織として災害防止を図る仕組みの導入・徹底等

2 判断

(1) 講師養成研修の受講者選定方法について

不当な事実は認められなかった。

➡ 申込人数が定員を上回った場合の受講者選定にあたっては、申込の動機や校長の推薦理由等から複合的に判断しているとのことであり、受講者は公正に選定されているものと認

められる。

なお、通報者から指摘のあった、当該研修受講者を「Y団体が推薦した職員が優先され」ているとの事実は確認されず、特定の職員が優先されているものとは認められない。また、「研修委員が受講を奨励した職員情報をX課に共有している」事実があるとしても、研修委員の役割を踏まえれば、研修委員が適格と認めたことを選定の一要素とすることに不合理な事実はないと考えられる。なお、実際の選定においては、現状、研修委員が受講奨励した情報は考慮されていないとのことである。

また、通報者によると、Y団体への未加入職員は、受講者選定にあたって優先されないために参加がほとんどないとのことであったが、受講決定者におけるY団体の加入率は過去5年間で約79%であり、用務員全体の加入率と比較して高いという事実は確認された。一方で、申込をした結果受講できなかった職員が生じた研修そのものが、過去5年計24回の内5回（6名）のみであり、通報者の指摘内容が事実であるとは認め難い。

(2) 講師選定方法について

不当な事実は認められなかった。

- ➡ X課が研修委員から推薦のあった職員の所属校の学校長に対して、当該職員を研修講師として派遣してもらうよう依頼していることは事実として認められたが、講師として適格である、各技能に熟達している用務員の選定行為を、業務知識・経験が豊富な用務員である研修委員が行うことは理に合っているものと考えられる。

また、X課において、厚生労働省の通達上「教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならない」と定められている専門研修の講師を依頼するにあたっては、講師養成研修等の外部機関での特別教育等の研修受講履歴の確認を行っているとのことであり、この点、法令等に則り適切に対応されていることが認められる。また、業務知識が豊富で技能習熟度が高く、講師としての適格性を備えていると認められる用務員が推薦されている前提に立てば、実質的な研修の質は確保されているものであり、現在の運用に問題があるとは認め難い。

さらに、通報者は、「研修委員がY団体の加入者を選んでいるので、経験年数の少ない職員、まったく技術や知識のない職員が講師養成研修に参加しただけで講師として研修を行っている」と指摘しているが、講師養成研修の受講資格（経験年数）や趣旨からすると、当該研修受講者については、専門研修の講師となりうる経験年数及び技術や知識があるものと認められる。講師養成研修を受講していない被推薦者（初任者研修等専門研修以外の研修講師）についても、講師としての適格性を備えていると認められる用務員が推薦されている前提からすると、「まったく技術や知識のない職員が選定されている」とは認められず、また、初任者研修等から始めて段階的に研修講師として育成していくとする講師人材の確保・育成の観点から踏まえれば、経験年数の少ない職員が選定されることを以て問題があるとは言い難く、さらに新人の講師は講師経験者とペアで組むとのことであり、研修の質は担保されているものと認められる。

ただし、講師選定が実質的に研修委員からの推薦のみによることや、研修委員自体の選定も現委員の推薦のみによることに関しては、客観性・透明性に欠けていると言え、講師選定の具体的な選定基準が曖昧であると指摘せざるを得ず、この点改善の余地があると考えられる。

(3) その他学校職場における安全確保について

適切に取り組みされていることが確認され、不当な事実は認められなかった。

- ➡ 過去5年間に於いて、公務災害・労働災害が一定数発生している事実は認められたが、学校数と事故の発生件数から、研修の不備に起因するという因果関係が想定される件数とは言い難かった。併せて所属において災害の未然防止のための取組を適切に行っていることが確認された。

使用にあたって、法令等上「特別教育」、「特別教育に準じた安全衛生教育」の受講が必要あるいは望ましいとされている危険な用具（グラインダ等）についても、安全性や質の確保に配慮を行った上で、できるだけ多くの希望者に受講させるよう努めて研修を行っていることが確認された。当該研修の運営や受講者選定にも問題は認められなかった。

	<p>3 まとめ</p> <p>本件用務員研修にかかる事項について、所属は、法令等に抵触した事実や不当な行為にあたる事実はなく、また、特定団体の利益に繋がる事実は確認できなかったとの見解を示しているが、一方で研修運営において一部客観性・透明性に外形上不明瞭な点があると思われるため、受講者決定や講師及び研修委員の選定における基準を明確化するなどの検討を進めていくとのことである。</p> <p>委員会としては、所属において、今後市民・社会からの誤解を招かないよう配慮するとともに、引き続き学校職場における安全確保に配慮した適切な学校運営に取り組んでいただくことを求め、対応を終了する。</p>
本市の対応	研修運営において受講者の決定や講師及び研修委員の選定における基準を明確化していく。